

奈良県告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、三宅町長から大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部下水道課において縦覧に供する。

平成三十年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾